[事案 19-21・19-22]高度障害保険金請求

本件は、同一被保険者の個人契約、法人契約について、それぞれ被保険者および被保 険者が代表取締役を務める法人からの申立てである。

- ・平成19年10月4日 裁定申立受理
- ・平成20年9月29日 裁定終了

<事案の概要>

脳梗塞による後遺症のため、失語症、右片麻痺、言語機能障害などになり高度障害状態になったとして、高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 15 年 3 月、被保険者が脳梗塞のため倒れ、後遺症で失語症と右片麻痺になったため言語機能に障害が残った。また、心身の状態が常に介護を要する状態になったため、同年 5 月に各保険契約の高度障害保険金の支払いを請求したが、高度障害状態には該当しないとして支払いを拒否された。以後、同 16 年、同 18 年にも当時の障害診断書等を添付のうえ高度障害保険金を請求したが、いずれも高度障害状態には該当しないと支払いを拒否された。同一病院の同一医師作成の障害診断書を添付し請求した他生保会社からは、平成 16 年に高度障害保険金が支払われている。約款規程の内容が同じであり、納得出来ないので高度障害保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人らは、過去数度にわたり高度障害保険金の支払いを求めてきたが、いずれの時期の請求においても下記のとおり、本件各保険契約の約款に定める高度障害状態に該当せず、高度障害保険金の支払事由が認められないことから、申立人の請求には応じられない。

(1) 障害診断書(15年2月作成)、同(16年3月作成)、同(18年6月作成)にもとづく 請求について

各時期に提出された障害診断書では、食物の摂取状況については「食器・食物を選定すれば自力で可能」、排便・排尿の状況に関しても「特別の器具により、自力で排せきできる」と診断されているなど、約款所定の高度障害状態のうちの「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」、「中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」に該当しない。

(2) 他生保会社宛障害診断書について

他生保会社宛障害診断書(15年6月作成)と、当社宛障害診断書(同15年5月作成)では、言語機能の障害の程度、排便・排尿の状況等において診断結果が異なること、その後の当社確認では被保険者の自力歩行等が確認されるなど、同人の状態は約款所定の高度障害状態には該当しない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、障害診断書等の書類にもとづいて被保険者の障害状態が各保険約 款別表および備考に定められている高度障害状態(「言語またはそしゃくの機能を全く 永久に失ったもの」、「中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要す るもの」)に該当するか否かについて審理した結果、以下の理由により、本件申立てに は理由がないことから、生命保険相談所規程第40条を適用し、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1)保険会社宛提出された障害診断書では、約款所定の高度障害状態に該当すると認定 出来ない。
- (2) 他生保会社宛障害診断書では、確かに言語機能喪失、排便・排尿が自力では不可能 との診断がなされ、被保険者が高度障害状態に該当することを窺わせる内容とも 言えるが、保険会社は、同診断書提出を受け、再度、提出時点の状態について主 治医へ確認等を行ったところ、主治医から、言語機能は「言語にて意思疎通が可 能な場合がある」、排便・排尿の状況は「車椅子でトイレまで移動、車椅子から洋 式便座への移動は手摺を持ち、自力で移動、自力排泄可能、後始末も左手で可能、 など、介助不要」との回答を得られたことから、他社宛障害診断書をもって、高 度障害状態に該当するとは認定出来ない。
- (3) 申立人は、他社の契約においては高度障害保険金が支払われたことを主張するが、 約款に基づく支払可否の決定は、各社ごとの判断であるから、各社の判断に違いが 生じることはやむを得ない。

(参考) 高度障害保険金に関する約款規程(抜粋)

別表 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

備考

1.常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

- 3.言語またはそしゃくの障害
- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、 その回復の見込がない場合

脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。